

介護医療院
重要事項説明書

医療法人財団 新生会
大宮共立病院介護医療院

重要事項説明書

大宮共立病院介護医療院「C1・C2・C4 病棟」のご案内

1. 施設の概要.

(1) 施設の名称等(令和6年4月1日現在)

- 施設名 大宮共立病院介護医療院
- 開設者 医療法人財団 新生会 理事長 漆原 彰
- 開設年月日 平成30年7月1日
- 所在地 さいたま市見沼区片柳 1550 番地
- 電話番号 048-686-7151
- ファックス番号 048-684-7961
- 管理者 猪原 則行
- 介護保険指定番号 介護医療院 (11B6500014 号)

(2) 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下の運営の方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

運営方針

- ①施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ②施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅介護サービス事業者並びに介護保険サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤 (人)	非常勤 (人)	職務内容
医師	4		診療及び健康管理等
看護職員	33	14	病状や心身の状況に応じた看護等
介護職員	36	4	心身の状況に応じた介護及び援助等

医療福祉相談員	3		ご利用の相談・苦情 窓口等
介護支援専門員	6		ケアプランの作成等
理学療法士	2		身体機能の向上、 減衰防止の訓練等
作業療法士	2		
言語療法士	2		
管理栄養士	2		栄養管理、栄養指導、 献立作成等
事務職員	3		施設の受付等

(4) 施設の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	従業者の職種	勤務体制
医師	9:00 ~ 17:30	医療福祉相談員	8:30 ~ 17:30
看護職員	日勤 8:30~17:30	介護支援専門員	8:30 ~ 17:30
	夜勤 17:00~9:00	理学療法士	8:30 ~ 17:30
介護職員	早番①8:00~17:00	作業療法士	8:30 ~ 17:30
	早番②7:30~16:30	言語療法士	8:30 ~ 17:30
	遅番①9:00~18:00	管理栄養士	日勤 8:30~17:30
	遅番②9:30~18:30		遅番 9:00~18:00
	遅番③10:00 ~19:00	事務職員	日勤 8:30~17:30
		遅番 9:30~18:30	

(5) 入所定員等

○定員 171名

○療養室 個室8室 2床室2室 3床室1室 4人室39室

2.サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事の提供
- ③ 入浴サービス

原則として、一般浴槽利用者は週3回、入浴に介助を要する特別浴槽利用者は週2回の入浴サービスを提供いたします。

- ④ 診療
- ⑤ リハビリテーション
理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能訓練
- ⑥ 看護及び医学的管理下における介護
- ⑦ 要介護認定に係わる援助サービス
- ⑧ 行政手続き代行
- ⑨ 理美容サービス

⑩ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に料金をいただくものがありますので、具体的にご相談下さい。

3.利用料金

(1) 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護度及び利用する居室の種類によって基本料金が異なります。以下は 1 割負担の一日当たりの自己負担分です。所得によっては 2 割若しくは 3 割負担の場合もございます。尚、介護医療院サービス費は、重度者の割合、医療処置の実施状況及びターミナルケアの実施状況により変動することがあります。

【I 型介護医療院サービス費 (I)】

◎ 4 床室及び 2 床室利用者

	1 割負担
要介護 1	833 円
要介護 2	943 円
要介護 3	1,182 円
要介護 4	1,283 円
要介護 5	1,375 円

◎ 個室利用者

	1 割負担
要介護 1	721 円
要介護 2	832 円
要介護 3	1,070 円
要介護 4	1,172 円
要介護 5	1,263 円

【I 型介護医療院サービス費 (II)】

◎ 4 床室及び 2 床室利用者

	1 割負担
要介護 1	821 円
要介護 2	930 円
要介護 3	1,165 円
要介護 4	1,264 円
要介護 5	1,355 円

◎ 個室利用者

	1割負担
要介護 1	711 円
要介護 2	820 円
要介護 3	1,055 円
要介護 4	1,155 円
要介護 5	1,245 円

※ 但し、入所後 30 日間に限って、上記料金に 30 円が加算されます。

※ 外泊された場合には、外泊の初日と最終日以外は上記料金に代えて 362 円となります。

※ 療養環境基準（廊下・療養室）は、病棟転換の為 1 日につき 50 円減算になります。

◇の項目は令和 6 年 5 月迄加算されます

◇ 介護職員処遇改善加算として、総単位数の 2.6% が加算されます。

◇ 介護職員等特定処遇改善加算として、総単位数の 1.5% が加算されます。

◇ 介護職員等ベースアップ支援加算として、総単位数の 0.5% が加算されます。

◎の項目は令和 6 年 6 月から加算されます

◎ 介護職員等処遇改善加算として、総単位数の 5.1% が加算されます。

(2) 加算料金

① 施設サービス費として、基本料金の他に以下の料金が加算される場合があります。

以下は 1 割負担の自己負担分です。所得によっては 2 割若しくは 3 割負担の場合もございます。（地域区分として、総単位数に 10.68 円が掛けられます。）

○ 再入所時栄養連携加算	200 円
○ 退所前訪問指導加算	460 円
○ 退所後訪問指導加算	460 円
○ 退所時指導加算	400 円
○ 退所時情報提供加算	250 円又は 500 円
○ 退所前連携加算	500 円
○ 訪問看護指示加算	300 円
○ 認知症行動心理症状緊急対応加算	200 円
○ 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	140 円又は 40 円
○ 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	200 円又は 100 円
○ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円
○ 夜間勤務等看護（Ⅳ）	7 円
○ 療養食加算(1 食につき)	6 円
○ 栄養マネジメント強化加算(1 日につき)	11 円
○ 経口移行加算(1 日につき)	28 円
○ 在宅復帰支援機能加算(1 日につき)	10 円
○ 緊急時治療管理(1 日につき)	518 円
○ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）(1 日につき)	3 円

○ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき）	4円
○ 経口維持加算（1月につき）	400円又は500円
○ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）（1月につき）	90円
○ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月につき）	110円
○ 排せつ支援加算（Ⅰ）	10円
○ 排せつ支援加算（Ⅱ）	15円
○ 排せつ支援加算（Ⅲ）	20円
○ 自立支援促進加算	280円
○ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円
○ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円
○ 安全対策体制加算	20円

② 特別診療費として、下記の費用が加算される場合があります。

以下は1割負担の自己負担分です。所得によっては2割若しくは3割負担の場合もございます。

○ 初期入所診療管理	250円
○ 薬剤管理指導	350円
○ 薬剤管理指導加算	20円
○ 医学情報提供	220円又は290円
○ 理学療法Ⅰ（1回につき）	123円又は86円
○ 作業療法（1回につき）	123円又は86円
○ 言語聴覚療法（1回につき）	203円又は142円
○ リハビリテーション体制強化加算（1回につき）	35円
○ リハビリテーション加算	33円
○ 感染対策指導管理（1日につき）	6円
○ 褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6円
○ 褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10円
○ 特定施設管理（1日につき）	250円
○ 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき）	18円
○ 摂食機能療法（1日につき）	208円
○ 短期集中リハビリテーション（1日につき）	240円
○ 認知症短期集中リハビリテーション（1日につき）	240円
○ 協力医療機関連携加算（1月につき）	100円

(3) その他料金

下記の項目については、医療保険で請求させて頂く場合がございます。

- 特定薬剤治療管理料、悪性腫瘍特異物質治療管理料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、がん性疼痛緩和 management 料、傷病手当金意見書交付料等の医学管理料

- 抗悪性腫瘍剤、疼痛コントロールのための麻薬、抗ウイルス剤、インターフェロン製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン等の薬剤料
- 胃瘻交換、ドレーン法、胸腔・腹腔穿刺、熱傷処置、重度褥瘡処置、術後の創傷処置等の処置料
- 手術・輸血・麻酔・CT・MRI等の手術・麻酔・画像診断料
- 血糖自己測定器加算、注射器加算、注入器用注射針加算、簡歇注入シリンジポンプ加算、持続的血糖測定器加算、経腸的投薬用ポンプ加算、紫外線殺菌器加算、自動腹膜灌流装置加算、透析液供給装置加算、酸素ポンベ加算、酸素濃縮装置加算、液体酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算、在宅中心静脈栄養法輸液セット加算、注入ポンプ加算、在宅経管栄養法用栄養管セット加算、特殊カテーテル加算、人工呼吸器加算、在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算、在宅持続陽圧呼吸療法材料加算、携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算、携帯型精密輸液ポンプ、携帯型精密ネブライザー加算、気管切開患者用人工鼻加算、排痰補助装置加算、在宅酸素療法材料加算等の在宅療養指導管理材料加算

(4) 居住費(利用する居室の種類によって費用が異なります。)

- 2床室及び4床室利用者 800円
- 個室利用者 1,640円

(5) 食費

- 朝食 400円
- 昼食 650円
- 夕食 700円

(6) 特別室利用料(1日当たり)

- 個室 5,500円(税込み)
- 2床室 5,500円(税込み)

(7) 支払い方法

- 毎月10日前後に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払いは、現金、銀行振込、口座自動引落しの3方法があります。契約時にご選択下さい。

4.施設利用に当たっての留意事項

- 面会：利用者様の安静と、治療上の支障を考慮し面会の時間を定めております。
面会時間：月～土 午後2時～午後8時、日曜・祭日 午前11時～午後8時
- 外出・外泊：利用者様若しくは扶養者様が所定の届出書に必要事項を記入し、病棟に提出して下さい。

- 禁煙：施設内は健康促進法により、全館禁煙ですのでご協力をお願い致します。
- 火気の取扱い：施設が許可し、管理下で取り扱う他は禁止します。
- 金銭・貴重品の管理：ご家族様での管理をお願い致します。紛失等のトラブルを防ぐため、ご協力お願い致します。

5.非常災害対策

- 防災設備
 - 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知機、非常警備設備、緊急避難器具、非常用誘導灯及び誘導標識、排煙設備、連結送水管、自家発電設備
- 防災訓練
 - 年 2 回
- 非常用備蓄倉庫
 - 飲料水、食品、食器、懐中電灯、拡声器、警笛、ヘルメット、ロープ等

6.事故発生時の対応

日常的に事故防止の取り組みをしておりますが、それでも転倒、転落、誤嚥、離所、感染症の発生等が予想されます。当施設では、万一事故が発生した場合には次のように対応致します。

- ① 利用者の生命、身体の保護、安全の確認のために必要な事項を優先します。各職員が連携して行動できるように院内緊急時の対応手順並びに職員緊急連絡網を定めております。
- ② 火災時の災害には、消防計画に基づき、防災訓練で養われた適切な避難誘導、初期消火、消防署への通報を行います。
- ③ ご家族様等身元引受人への連絡を速やかに行います。
- ④ 事故の内容により、さいたま市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針に基づき、さいたま市担当課に報告します。
 - (1)サービス提供中に利用者が怪我（誤飲及び誤嚥を含む）又は死亡した場合
 - (2)事業者職員による法令違反及び不祥事が発生し、利用者の処遇に影響があった場合
 - (3)利用者の徘徊及び行方不明、利用者からの苦情・トラブル等の利用者の処遇に影響がある場合
 - (4)市から報告を求められた場合
- ⑤ 業所内の死亡事故については、警察に報告します。
- ⑥ 事故内容は記録し分析を行い、再発の防止に努めます。

7.禁止事項

多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ペットの持ち込み、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等、社会規範に著しく反する行為は禁止します。尚、他の利用者様に迷惑をかけると施設が判断した場合は、利用中であっても利用をお断りする場合がございます。